

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	総合こども園の創設に伴う所要の措置	府省名	内閣府
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	総合こども園法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				①
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				②
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				③
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				④
代替案	代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし				⑤
	代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし				
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				

【課題の説明】

① 遵守費用

遵守費用について、「総合こども園の設置者に…現行の幼稚園又は保育所に関し規定されている各種の規制と同等の負担が生じる」と記載しているが、本件規制においては、総合こども園の設置者において、新たに現行の幼稚園及び保育所双方に求められる水準を満たす必要が生じると考えられるため、「同等の負担」である根拠について評価書における説明が不十分である（なお、本項目についての内閣府からの補足説明は別紙のとおり。）。

② 行政費用

行政費用について、「都道府県等に認可の手續や指導監督等に係る負担が生じるが、現行の幼稚園又は保育所に対しても同様の事務を行っていることから、行政費用は現行とほぼ同等」と記載しているが、本件規制により、保育の量的拡大が生じるとすると、対象数も増え、認可の手續や指導監督等にかかる負担は増加すると考えられるため、「費用は現行とほぼ同等」である根拠について評価書における説明が不十分である（なお、本項目についての内閣府からの補足説明は別紙のとおり。）。

③ 便益の分析

便益について、「②保育の量的拡大」と記載しているが、総合こども園に新規参入する業者の見込み又は既存の幼稚園が総合こども園に移行する見込みが不明であり、保育の量的拡大という便益が発生する根拠について、評価書における説明が不十分である（なお、本項目についての内閣府からの補足説明は別紙のとおり。）。

④ 費用と便益の関係の分析

ア 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかについて、評価書において適切に明示す

る必要がある。

イ 遵守費用及び行政費用が現行と同等の負担となる根拠並びに便益が発生する根拠について、評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある（なお、本項目についての内閣府からの補足説明は別紙のとおり）。

⑤ 代替案の設定

代替案について、「特段の規制を設けない」と記載しているがこれはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。（なお、本項目についての内閣府からの補足説明は別紙のとおり）。

## 【点検結果表の別紙】

### ≪内閣府の補足説明≫

#### ① 遵守費用

総合こども園の基準については、学校教育及び保育の質を確保する観点に加え、既存施設からの円滑な移行を考慮する必要があることを踏まえて、今後、子ども・子育て会議等の意見も聴きながら、具体的な内容を検討していくことになる。

総合こども園を設置する場合には、現行の幼稚園及び保育所双方に求められる水準を満たす必要があるが、

- (i) 幼稚園・保育所それぞれの基準の基本的な要素（面積・人員配置等）については内容として共通するものであること、
  - (ii) 基準を満たすのに必要な支援も検討していくこととしていること、
- から、遵守費用が大幅に増加するとは考えていない。

#### ② 行政費用

保育の量的拡大により、認可の手続きや指導対象等の対象数が増えるという点をご指摘の通りではあるが、全国の約8割（※）の市町村において待機児童が発生しておらず、全国的に見た場合には、行政費用が大幅に増加するものではないと考えている。

※ 待機児童のいない市町村の総計：1,410（平成23年4月1日現在）

※ 全市町村数：1,747（平成23年4月1日現在）

#### ③ 便益の分析

新システムでは、市町村が地域でのニーズを把握した上で計画を策定し、必要な給付・事業を実施することとしているため、新規参入する事業者にとっても参入計画を立てやすく、ニーズのある地域では参入が促進されるものと考えられる。

幼稚園について、調理室を整備するための補助制度の創設、保育単価等によるインセンティブの付与など、政策的な誘導を行うことで、総合こども園への移行や0～2歳児保育への参入を促し、保育の量的拡大を図ることとしている。

#### ④ 費用と便益の関係の分析

ア 本規制の新設は、施設の適切な運営の確保に資するものであり、費用と便益を比較した上で、政策目的を達成するための適切な手段であると考えているところである。

イ ①、②、③に同じ。

#### ⑤ 代替案の設定

本規制を含めた子ども・子育て新システムに関する具体的な制度設計は、現行の幼稚園や保育所での質の高い学校教育・保育を保障する観点から検討されたものである。

代替案として、「特段の規制を設けない」とする以外に想定されるものとしては、現行制度の基準から基準を引き下げることや指導監督等を行わないこと等があるが、いずれの場合でも施設の適切な運営の確保が困難になり、質の高い学校教育・保育を保障するという制度の趣旨を達成できないと考えている。